

非意図的にPCBを含有する可能性がある有機顔料に関する関係省庁の取組一覧表（案）（平成24年2月16日版）

関係省庁・関係課室		関係用途等	関係法令等	取組概要（時期）
厚生労働省	医薬食品局化学物質安全対策室等	工業用途全般	化審法	厚労省・経産省・環境省の担当者が自主的に分析・報告した主要6社に対してヒアリングを実施（H24.2.7-9）
				厚労省・経産省・環境省の担当課長より50ppm超のPCB含有顔料等を製造輸入する事業者に対して製造等の中止、製造等の場所や出荷先事業者等の報告、出荷先からの回収を指導する文書を発出（H24.2.10に1社、今後も判明次第随時発出予定）
				厚労省・経産省・環境省において副生するPCBの上限値及び追加的な措置の必要性について検討（H23年度中に開始予定）
		家庭用品等	有害な化学物質を含有する家庭用品規制法等	用途情報等について得られた情報を基に必要なに応じて対応していく予定。
	安全衛生部化学物質対策課	全用途	安衛法	化成品工業協会に対して労働者ばく露防止の観点から会員企業に対して調査等を要請する文書を発出（H24.2.14）
経済産業省	製造産業局化学物質管理課（化学物質安全室）	工業用途全般	化審法	厚労省・経産省・環境省の担当者が自主的に分析・報告した主要6社に対してヒアリングを実施（H24.2.7-9）
				主要6社の報告内容及び当面の措置等について報道発表（H24.2.10）
				厚労省・経産省・環境省の担当課長より50ppm超のPCB含有顔料等を製造輸入する事業者に対して製造等の中止、製造等の場所や出荷先事業者等の報告、出荷先からの回収を指導する文書を発出（H24.2.10に1社、今後も判明次第随時発出予定）
				製造産業局長より同種の顔料を製造輸入している事業者（41社）に対して副生するPCBの有無等についての確認を指導する文書を発出（H24.2.13）
				製造産業局長より化審法に基づき製造数量等の届出のあった全事業者（約1400社）に対して顔料を製造輸入している場合に副生するPCBの有無等についての確認を指導する文書を発出（H24.2.13）

				厚労省・経産省・環境省において副生するPCBの上限値及び追加的な措置の必要性について検討（H23年度中に開始予定）
	貿易経済協力局貿易管理課 製造産業局化学物質管理課		輸出貿易管理令	担当課より有機顔料の輸出事業者に対して50ppm以下のPCBを含有する有機顔料については緊急かつ暫定的に輸出承認を要しない旨を通知する文書を公表（H24.2.16）
環境省	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	全用途	PCB特措法	課長より都道府県・政令市に対して廃棄物最終処分場からの放流水等におけるPCBの基準超過事例の報告を求める文書を発出（H24.2.13）
	環境保健部化学物質審査室	工業用途全般	化審法	厚労省・経産省・環境省の担当者が自主的に分析・報告した主要6社に対してヒアリングを実施（H24.2.7-9） 省内対策チームを設置（H24.2.10） 厚労省・経産省・環境省の担当課長より50ppm超のPCB含有顔料等を製造輸入する事業者に対して製造等の中止、製造等の場所や出荷先事業者等の報告、出荷先からの回収を指導する文書を発出（H24.2.10に1社、今後も判明次第随時発出予定） 厚労省・経産省・環境省において副生するPCBの上限値及び追加的な措置の必要性について検討（H23年度中に開始予定）
	環境保健部環境安全課	全用途	予算措置	環境モニタリングの継続実施（S49-）
	水・大気環境局水環境課	全用途	水濁法	課長より都道府県・政令市に対して有機顔料製造業に係る特定事業場からの排水中のPCB濃度調査の実施を求める文書を発出（H24.2.13）